

佐賀県告示第 214 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 30 年 5 月 29 日から平成 30 年 6 月 28 日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 5 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 多久江北線	杵島郡江北町大字山口字三本杉二 1711 番 1 地先から 杵島郡江北町大字山口字三本杉一 1632 番 2 地先まで	平成 30 . 5 . 29
県道 相知山内線	武雄市武内町大字真手野字山仁田 27340 番 1 地先から 武雄市武内町大字真手野字亀ノ甲 27501 番地先まで	〃
県道 大木庭武雄 線	武雄市東川登町大字永野字立石 3071 番 1 地先から 武雄市東川登町大字永野字一丁田 673 番 地先まで	〃
県道 白石大町線	杵島郡白石町大字大渡字下十一本松 1305 番 2 地先から 杵島郡大町町大字福母字三本松 867 番 1 地先まで	〃
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字水尾 302 番 1 地 先から 武雄市山内町大字宮野字水尾 258 番 1 地 先まで	〃